

戸山サンライズ

7
2004

特集

2つの『1%』をどう考えるか。～その2 もう一つの1%…就労領域における数字～

スポーツ

就労とスポーツ ～太陽の家の経験から～





左手シャッターのため手ブレ注意。
古希記念です。

第18回障害者による写真全国コンテスト

金賞 「暑いですねー」
(福岡県把木町)

福岡市 緒方 慶三

このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(財)日本障害者リハビリテーション協会(全国身体障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第18回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より189点にのぼる素晴らしい作品の数々がよせられました。

2004年 7 月号

目 次

特集

「2つの『1%』をどう考えるか。

～その② もう一つの1%・・・就労領域における数字～」…………… 関 宏之 2

スポーツ

「就労とスポーツ～太陽の家の経験から～」…………… 服部 直充 7

レクリエーション

「身体で感じる・心で感じる

～障害者と共に創る文化活動ワークショップに参加して～」…………… 服部 明子 11

障害者の健康と栄養

「知的障害者にみる生活習慣病への対応 肥満の食事対応」…………… 三澤 弘子 14

社会保険情報…………… 17

お知らせ

「戸山サンライズ主催研修会 実施要綱等」…………… 18

2つの『1%』をどう考えるか

～その② もう一つの1%……就労領域における数字～

大阪市職業リハビリテーションセンター

所長 関 宏之

(特定非営利活動法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク代表理事)

はじめに

<就労領域における1%>とは、福祉施設を利用している人たちが事業所や企業に働く場を求めて移行した割合で(図1)、さらに、授産施設利用者が得る工賃が一人当たり平均月額2万円程度だという実態が加わります。これは、「人は一定の年齢になったら働くもんだ!」といった当たり前が実現していないこと、「社会統合・メインストリーム・インクルージョン」など福祉理念と乖離していること、あるいは、2001年1月に福祉行政と労働行政の双方の利点を活かすべく誕生した「厚生労働省」の実質的な成果が得られていない、といった論議の象徴でもあります。

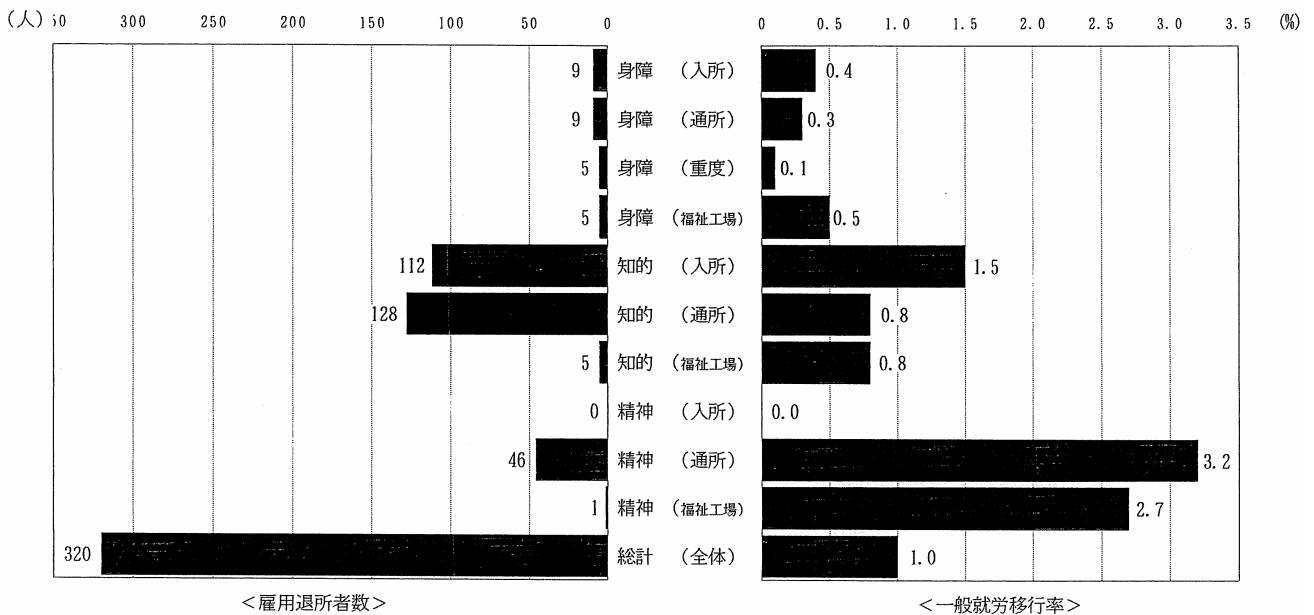


図1 授産施設等から一般就労への移行状況 (平成12年度)

資料 (社会就労センター実態調査報告書 (平成12年度))

(回答施設; 943施設、現員数; 40,184人)

しかし、障害のある人が企業で働くことの正当性を唱えたとしても、心身機能の変調が原因で「できないこと」があり、企業にとっては「生産性の低下・売上の減少・過重な設備投資・人件費の高騰などの過重負担に連なる」としてネガティブな労働力とみなされてきたことも事実です。

基礎的なデータをもとに<施設から出られないわけ><就職できないわけ>について解説するとともに、就労を巡る今後の展望について述べたいと思います。

1. 雇用を巡る問題……雇用が進んでいない……受け皿がない

1-1 雇用率というガイドライン

わが国の雇用制度は、「法定雇用率」（民間企業1.8%、特殊法人等2.1%、国、地方公共団体2.1%、都道府県等の教育委員会2.0%）を設けて雇用義務を課すとともに、民間の雇用率未達成事業所にはペナルティーとして雇用納付金を徴収しています。また、重度障害者は、1人の雇用をもって2人分の雇用とみなされます。なお、身体障害者の就業が困難だと認められる職種が想定される業種ごとに雇用率適用除外がなされてきましたが、産業構造の変化とともにその大義名分を失い、2002年の「障害者雇用促進法」の改正を期に2004年4月より10%が縮小されました。これは、国・地方公共団体にも適用されます。

図2は、民間企業の雇用状況です。1993年には従業員規模56～99人の事業所で<雇用率2.11%>を記録したことがあります。その後は下降しています。従業員規模の大きな事業所の雇用が堅調ですが、その背景として、景気動向が上向いたこと、特例子会社の設置要件が緩和されるなど雇用環境が整備されたこと、さらには、社会的公正や企業倫理、環境への配慮を取り入れ、ステークホルダー（消費者、従業員、地域社会など）に対して責任ある行動を取る、という企業の社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）とともに、① 順法（コンプライアンス：

compliance）、②情報公開（ディスクロージャー:disclosure）、③説明責任（アカウンタビリティ:accountability）などが企業経営に反映されつつあることも重要な要因です。とはいえ、未達成企業の割合は57.5%のままで、企業の雇用姿勢は、「雇用する」「雇用しない」の二極分化しているといえます。

なお、各企業の雇用状況は、2003年9月より「情報公開法」によって請求できるようになりました。雇用率未達成企業がペナルティーとして雇用納付金を支払っていることで雇用が免除されるということではなく、それがより鮮明になりました。

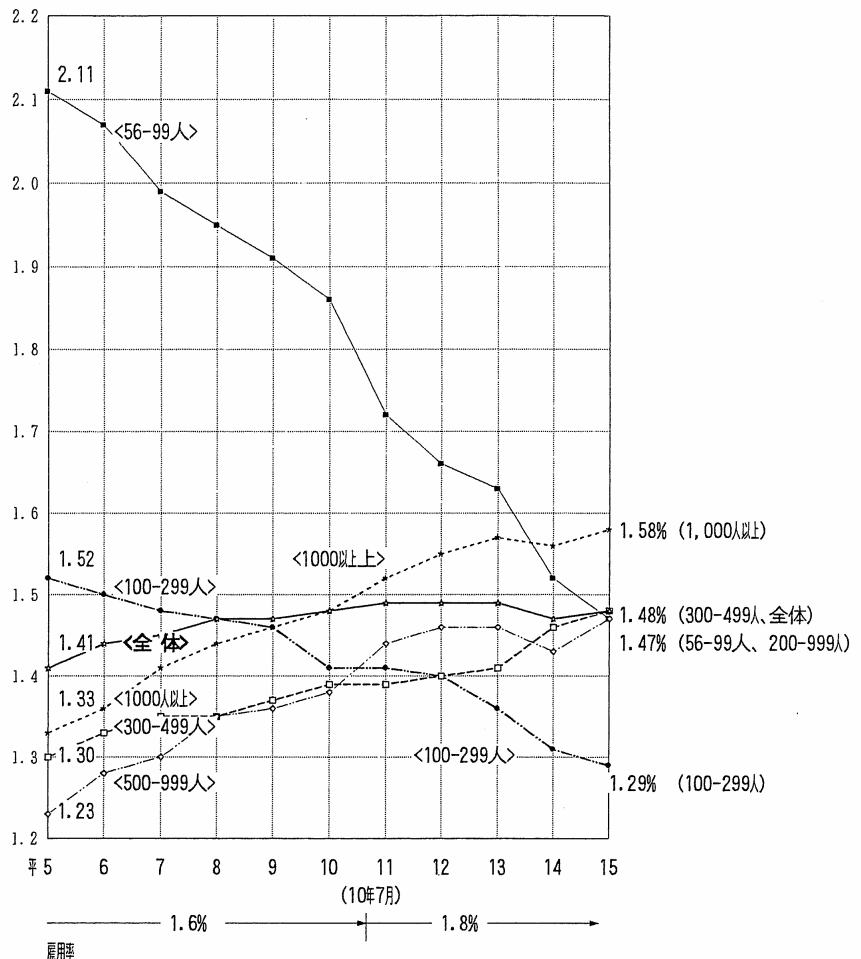


図2 民間企業における従業員の規模別障害者の実雇用率の推移 (厚生労働省；各年6月1日)

<注1> 障害者数とは、次に掲げる者の合計。
 平成5年～身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者または重度知的障害者である短時間労働者
 <注2> 平成10年までは「63～99人」、平成10年以降「56～99人」

図3は、国・地方公共団体・特殊法人・教育委員会などの雇用率の推移です。教育委員会の低迷が目立ちます。

1-2 もう一つのガイドライン……年間就職者数3万人・働く人の総数60万人に平成14年12月24日に内閣府の障害者施策推進本部は、「障害者基本計画」の前期5年間に重点的に実施する施策、達成目標、計画の推進方策について、「重点施策5か年計画」を定めています。「雇用・就業の確保」に関しては、「トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数

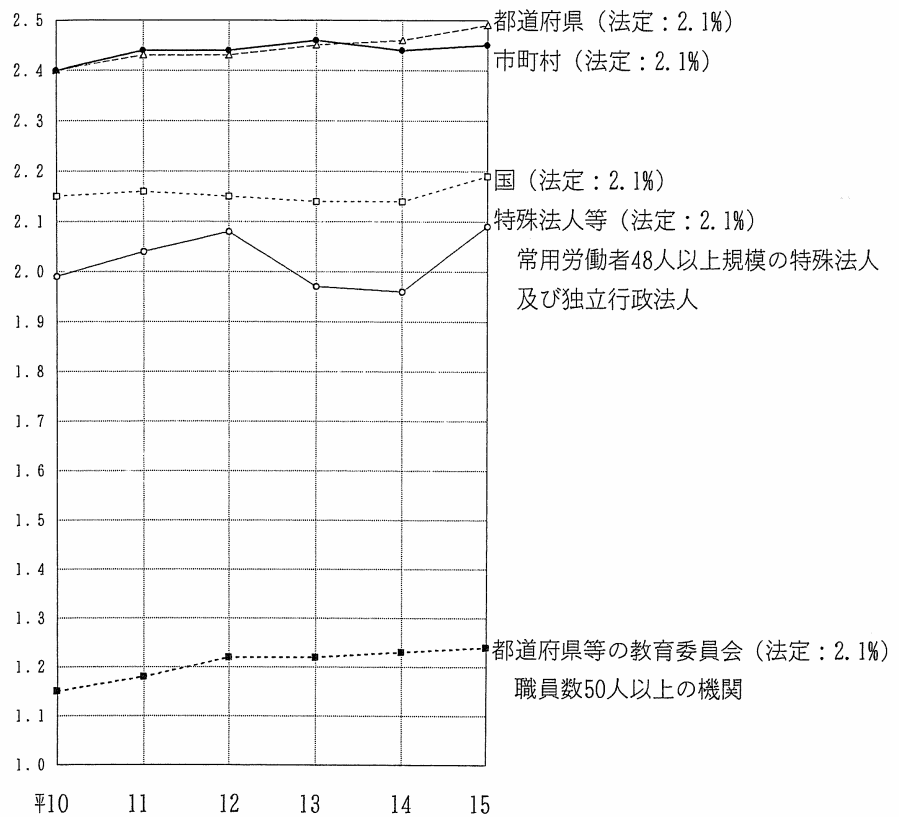


図3 国・地方公共団体・特殊法人・教育委員会における障害者雇用の推移（厚生労働省；各年6月1日）
（注）平成9年（1997年）の法改正以後の数値

表1 公共職業安定所における障害者の職業紹介件数の推移

年 度	新 規 求 職 件 数						就 職 件 数							
	合 計	身体障害者		知的障害者		精 神 障 害 者	そ の 他	合 計	身体障害者		知的障害者		精 神 障 害 者	そ の 他
		重 度	軽 度	重 度	軽 度				重 度	軽 度				
昭和 45(1970)年度	25,041	18,891	—	—	—	—	6,150	14,743	—	—	—	—	—	—
50(1975)年度	44,064	34,499	—	7,925	—	—	1,640	21,891	15,056	—	—	—	—	6,835
55(1980)年度	55,807	45,715	—	—	—	—	10,092	30,043	22,862	—	—	—	—	7,181
60(1985)年度	58,844	48,753	14,917	9,217	—	—	881	27,168	20,324	7,036	6,588	—	—	256
平成 2(1990)年度	60,197	47,513	17,931	11,572	—	—	1,112	29,590	21,266	8,290	7,799	—	—	525
7(1995)年度	71,819	55,044	22,447	13,465	—	3,076	234	27,361	18,856	7,495	7,195	—	1,236	74
12(2000)年度	77,612	57,393	24,216	15,143	3,132	4,803	273	28,361	19,244	7,693	7,414	1,962	1,614	89
13(2001)年度	83,557	61,548	25,839	16,357	3,382	5,386	266	27,072	18,299	7,480	7,669	1,797	1,629	75
14(2002)年度	85,996	62,888	26,514	16,511	3,156	6,289	308	28,354	19,104	7,402	7,269	1,749	1,890	91

出典：平成15年度「障害者白書」ホームページ<<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h15zenbun>>

を3万人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を60万人にすることを目指す。」としています。

3万人という数字は、公共職業安定所における職業紹介件数の推移（表1）に基づくもので、2002年（平成14年）では、就職を希望した86,000人に対して28,354人が事業所で就職しており、これを3万人まで増やすというものです。就職者はすでに3万人を越えているようですが、それにしても就職希望者の3分の1程度しか就職できないという現実、就労に向かおうとする気持ち萎えさせてしまいます。

また、60万人の根拠は、「平成10年度障害者雇用実態調査（2000.1）」（労働省が1998年11月に実施した従業員5人以上の民営事業所で雇用されている身体障害者・知的障害者の実態調査）において、身体障害者396,000人、知的障害者69,000人、精神障害者51,000人の総合計が516,000人だということに起因します。これほど大がかりな雇用政策がとられてきた

割りには雇用就労者が余りにも少ない、と指摘される数値ではあります。

2. 施設数が足りないのか（？）……養護学校卒業生の進路から

知的障害養護学校高等部卒業生の進路をみると、1980年（昭和55年）時点では6割近くが就職していましたが、1983年を境に施設等の選択が逆転し、1994年にはその差が歴然とし、2002年時点では23.7%にまで落ち込んでいます。施設利用と雇用就労とが相対的な関係で推移しており、このまま進むと就労する人はいなくなってしまいます。

就業上のトラブルに遭遇したり、離職した時など、身近に再挑戦を支えてくれる社会資源がなく、本人や保護者、関係者が企業就労にくためらい・とまどい>を抱くことが原因だとされています。だから福祉施設・作業所が足りないという議論になるわけです。

また、職業訓練校・能力開発施設が設置されていない県が30県もあり、結果としてその

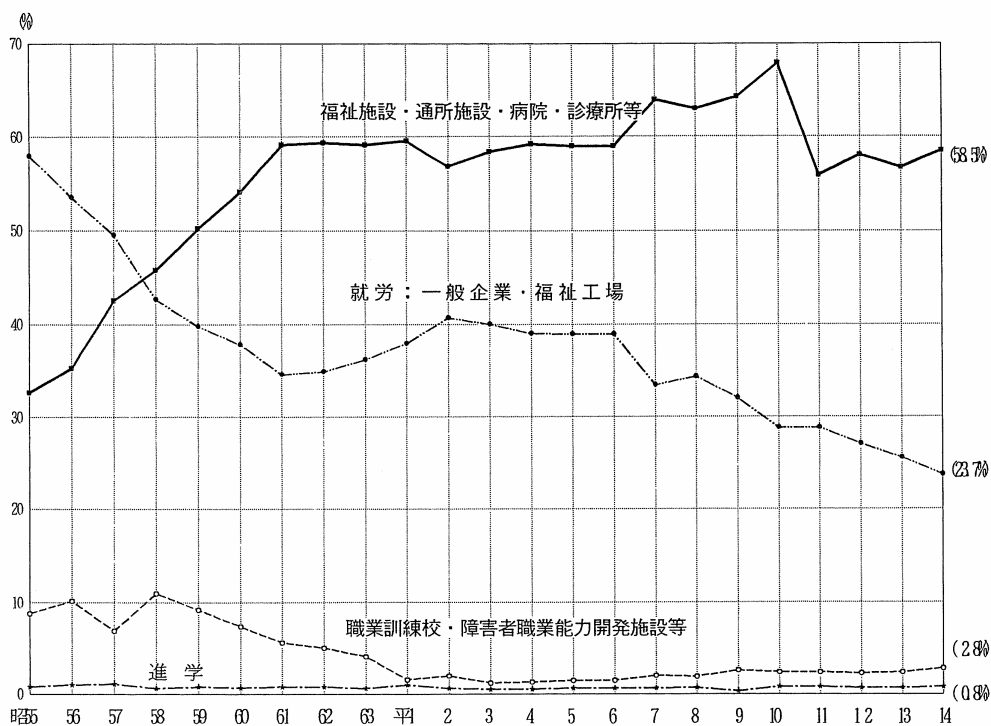


図4 知的障害養護学校高等部卒業生の進路の推移
(各年3月卒 文部省初等中等教育局特殊教育課編)

利用者は3%にも満たないという事実があります。就労意欲や職業能力を育む機会を増やすために、厚生労働省では、平成16年度から、一般の職業訓練施設を障害のある人にさらに開放するとともに、企業・社会福祉法人・民間教育機関・NPOでも職業訓練ができるようにした〈委託訓練〉が実施されるようになりました。

おわりに

このような状況下にあって、去る2004年2月18日に、厚生労働省で「障害者の就労支援に解する省内検討会議」が発足し、平成16年7月9日には「省内検討会議」を経て明らかにされた『「障害者の就労支援に関する今後の施策の方向性」について』が最新の体系整備の指針が示されました。

そこでは、福祉部門と雇用部門の連続性を明示するとともに、障害者の就労を促進するために、授産施設等の福祉施設の体系を、①企業就労に向けた移行支援タイプ、②就労が困難な人の日中活動の場、③一定の支援を受けて就労する継続的就労タイプ、の3類型とし、支援策が遅れている精神障害者のための雇用施策を拡充することなどを骨子とする福祉施設像が示されています。

その実行に際して念頭において頂きたいことがあります。

① 旧厚生省（福祉事務所・更生相談所など）・旧労働省（公共職業安定所・職業センターなど）・文部科学省（養護学校・特別支援教育など）の施策の統廃合

法制度の成り立ちや縦割り行政を克服して、地域における有機的な社会資源を創造するとともに、地域生活を指向した一貫したケアマネジメント機能を確立すること

② 多様性の尊重

障害者の生活をトータルに捉え、かつ、個別的でインフォーマルな資源の利用機会、

企業に固執しない多様な雇用環境の開発

③ インセンティブの尊重

施設などの就労支援の努力が報われ、施設経営に将来展望がもてるよう、そのインセンティブを鼓舞するような費用体系とする

④ ネットワークの構築

ネットワークの中核に「障害者就業・生活支援センター」を据え、「地域を耕すこと」「連携を進めること」を基調としたコミュニティー・ワークを展開すること

⑤ 所得保障とインクルーシブ・ソサイティー（包摂社会）への展望

施設体系見直しの原点は、障害当事者の所得保障を第一義とすべきです。しかし、述べてきたように雇用就労の隘路は、就業できる人とできない人を区別する〈能力主義・効率主義〉にあります。就業を望む全ての人が就業できるよう雇用率制度の矛盾を改め、一部の国で実施されている支援雇用制度（supported placement scheme）に倣った所得保障制度を展望する必要があります。

「働くこと」によって豊かな人生の確信が持てる社会であることがみんなの願いです。心身機能に変調があることによって〈労働機会〉が剥奪されれば、大多数の市民が労働を媒介にして受納している諸々の権利や社会参加の機会を喪失し、さらには耐えがたいスティグマ（stigma）を負うことになります。障害のある人を「職業生活」から締め出すというハンディキャップ状況は、わが国の社会メカニズムが産みだしている負の所産であり、その修正を怠っていいはずがありません。

今、排除（exclusion）の論理を超えた包摂社会（inclusive society）を展望するという転換点にいます。

就労とスポーツ ～太陽の家の経験から～

社会福祉法人 太陽の家 広報・情報室

主任 服部 直充

1. はじめに

太陽の家は今から39年前の1965年、大分県別府市に身体障害者の働く場として、整形外科医 故中村裕博士によって設立されました。わずか7人からスタートした太陽の家ですが、現在では愛知・京都の事業所を合わせると約1600人の人々が働き、生活をしています。特に設立当初から一貫して障害者の就労とスポーツに力を注ぎ、その活動は日本国内だけでなくアジア諸国にも影響を与え、多くの障害者が働き、スポーツに取り組むきっかけをつくってきました。太陽の家のこれまでの活動を振り返るとともに新たな取り組みについて紹介したいと思います。

2. 就労とスポーツのパイオニアとして

中村博士は、1960年、厚生省の命でイギリスのロンドン郊外にあるストークマンデビル病院に短期留学し、ルードイヒ・グットマン博士と出会いました。グットマン博士はリハビリテーションの中にスポーツを取り入れた治療をし、脊髄損傷者の8割以上が半年という短期間で社会復帰していました。それに比べ、その頃の日本では、長い闘病生活の末ほとんどが生活保護を受けなければ生きていけない状況でした。

イギリスから帰国した中村博士は、リハビリテーションの一環としての障害者スポーツの重要性を説き、

1961年大分で日本初の本格的な障害者スポーツ大会である「大分県身体障害者体育大会」を開催しました。1964年には東京パラリンピック大会が開催され、日本選手団の団長を務めた中村博士は、21ヶ国378人の外国人選手の多くが仕事を持ちながらスポーツを行っている姿を目の当たりにしました。それに対し日本選手53人のうち仕事を持っているのはわずか5人で、ほとんどの選手が療養所や病院からの参加でした。

中村博士は障害者が社会復帰できる施設をつくらなければならないと考え、1965年に太陽の家をつくりました。「保護より働く機会を！」をモットーに「世に身心障害者（児）はあっても仕事に障害はあり得ない」と訴え、障害者の自立と社会参加を訴えてきました。



太陽の家インドアスポーツ大会より

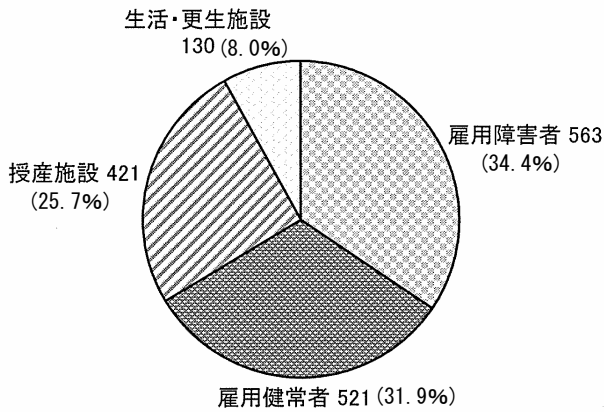


図1 太陽の家所属別在籍者数（人）

3. 障害者の就労

太陽の家には、製造業分野の電子機器・自動車部品・巻き尺などの組み立てや、プラスチック成形をはじめ、印刷やコンピュータソフト開発・スーパーマーケットの経営など多様な業種があります。当初は「身体障害者授産施設」のみでしたが、その後「身体障害者福祉工場」、「身体障害者更生施設」、「身体障害者療護施設」などを設立してきました。そして最大の特徴は、就労の場としてオムロン、ホンダ、ソニー、三菱商事など世界的な大企業

とともに共同出資会社を設立し、多くの障害者の雇用を実現させてきたことです。2004年4月現在の在籍者を所属別にみると、①授産施設421名（25.7%）②更生・生活施設130名（8.0%）③雇用障害者563名（34.4%）④雇用健常者521名（31.9%）となっています（図1）。

授産施設にいた障害者が企業に雇用されると、その生活は大きく変化しました。障害者は施設を出て、地域社会の中に住居を構え、通勤手段を講じて自分自身の生活を築くようになりました。一方、働く意欲はあっても身体機能などのためにどうしても雇用の難しい障害者がいます。その結果、太陽の家は雇用労働者と授産従業員という二極化が進みました。さらに授産施設では日常生活を送るのが困難な人たちが出てきて、太陽の家の更生施設や、療護施設へ移行する人たちが増えてきました。以上のように太陽の家では、①雇用された人、②授産訓練が中心の人の二極に加え、③生活支援が中心の人という三極化が進んでいます（図2）。

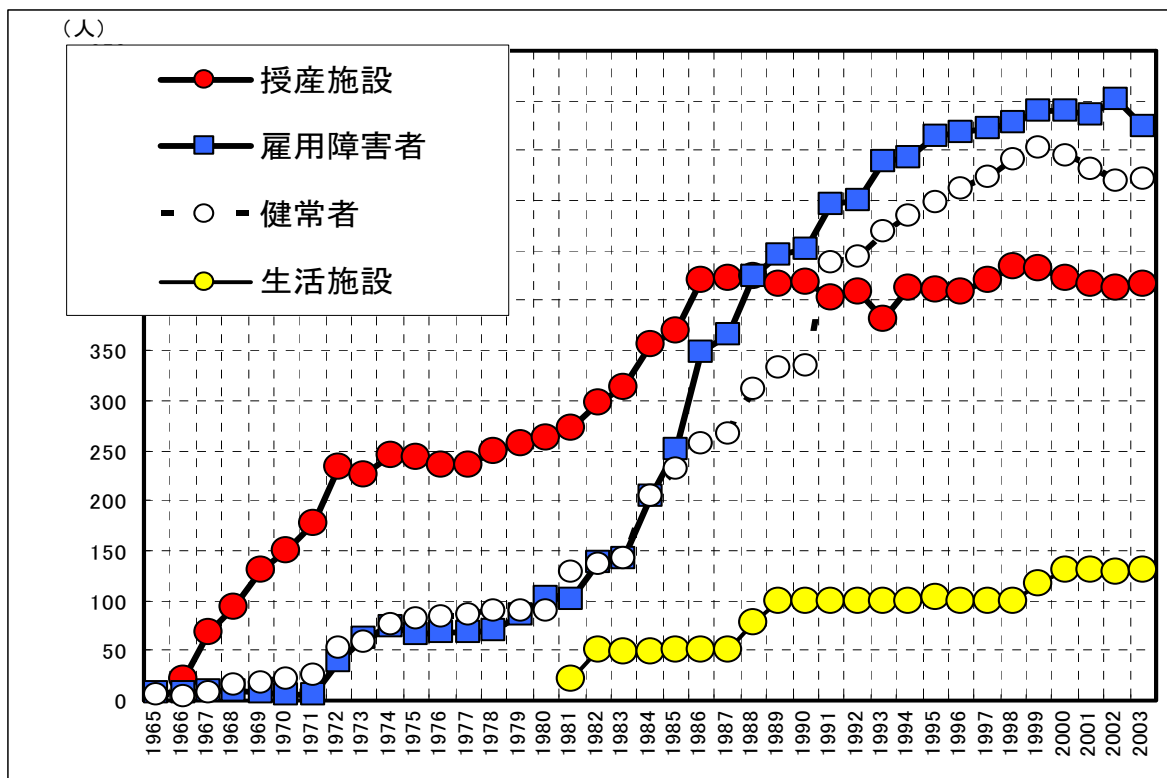


図2 太陽の家の在籍者数の推移

4. スポーツ活動

太陽の家には体育館、プール、トレーニング室などの設備が整えられており、現在車椅子バスケットボールをはじめとする16種目のスポーツクラブがあります。クラブには、雇用労働者や授産従業員だけでなく、職員や外部のボランティアなども一緒に汗を流しています。選手として企業に入社した人の中には就労時間内の午後3時以降をトレーニングに充てているトップアスリートもいます。

一方、授産従業員の中でも職能的に重度の障害を持つ人は、工芸科に所属しており、そこでは就労時間が9時から15時までと他の作業所に比べ短く設定されています。クラブでの活動をきっかけに県内の大会に出場したり、全国大会へ遠征することがスポーツを継続する動機づけとなっています。

工芸科では週に2回火曜日と木曜日の午後2時間ずつスポーツ訓練やリラクゼーション訓練を行なっています。スポーツ訓練ではボッチャやフライングディスク、卓球バレーなど重度の障害があっても取り組めるような種目を中心に行なっています。また週に1回夕方6時から1時間半は、スポーツ教室の時間を設け、新しい種目を広く紹介しています。これらの指導は、(財)日本障害者スポーツ協会公認のスポーツ指導員を揃えているリハ・スポーツ課の職員が中心となり行なっています。

5. 社会復帰特別コースと新規事業の取り組み

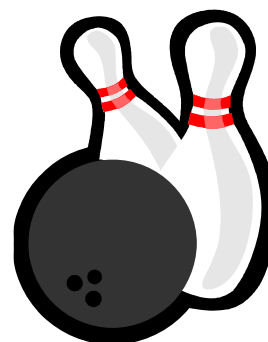
長引く景気の低迷と障害者を取り巻く社会システムが変化する中、ここ数年太陽の家の授産従業員のニーズはありながらも、企業への就職が低迷しています。「授産施設から企業へ」という太陽の家がその使命として取り組んできた図式が弱まり、授産従業員の中には施設を終の棲家と考える人も増えていく傾

向にあります。

障害者の社会的な自立を支援していくという太陽の家本来の基本理念に立ち返り本年6月から「社会復帰特別コース」を新設しました。このコースは、働く意欲とその資質を備えた授産従業員を対象に訓練期間を限定して企業への就職を積極的にバックアップしていきます。太陽の家がこれまでに培ってきたハードとソフトを最大限に活用し、①医療・工学的な側面からのサポート、②共同出資会社と協力企業による協力と支援、③障害者スポーツ（健康・体力づくり）に重点を置いて（表1）、障害者一人ひとりに応じたプログラムを組んで支援していきます。

表1 社会復帰特別コースの訓練内容

	訓練内容	訓練方法
共通	パソコン訓練（操作～Word, Excel）	パソコン教室に参加、他
	ビジネスマナー（身だしなみ、言葉づかい、職場マナー）	ビデオ学習、実技訓練
	ビジネスマンとしての心得（会社のしくみ、仕事の基本など）	ビデオ学習、グループ討論
個別	体力、健康づくり	体力測定、トレーニングスポーツクラブ活動への参加
	地域生活自立訓練	生活指導員が個別指導地域での疑似体験
	職能訓練（事務・経理・生産・品質管理、製造技術、商業デザイン、サービス実務など）	職員・関連企業が個別指導 職業訓練校を受講



また授産施設では新規事業として環境や安全に配慮した製品の製造を開始しました。その一つが食用重曹（炭酸水素ナトリウム）と水を電機分解して作る環境にやさしい洗浄液「太陽の環ちゃん」です。新しいビジネスモデルを授産事業に取り込みながら授産従業員の工賃アップの方策を模索しています。



太陽の家のスーパーマーケットで販売されている「環ちゃん」

6. まとめ

働くという行為には、自己実現・人間関係・社会的承認・生活のリズム・経済活動などさまざまな意味や価値が認められています（図3）。障害者が働くことは健常者が働くことと同様もしくはそれ以上に多くの意味があ

ります。重度の障害を持つともそれぞれに合った環境を整えることで「就労」が可能となります。

障害者の就労の場として発展してきた太陽の家におけるスポーツは、元来自立や社会参加の手段として利用されてきました。近年ではパラリンピックを目指すような競技スポーツとして取り組む障害者がいる一方で、週に1、2回生活の中における余暇や楽しみを目的として活動を行なっている人もいます。障害者のスポーツはリハビリテーションとしてのスポーツから、競技スポーツ、レクリエーションスポーツ、健康スポーツなどへと幅が広がり、ニーズも多様化しています。

今後も太陽の家では、障害者が働くことの意味や価値を実感できる就労の場を提供するとともに、スポーツが障害者の生活を豊かにするという視点で、だれもがスポーツ活動へ参加できる機会を提供していきます。

引用文献

小田博道：「障害者の就労と生活設計ー太陽の家33年の経験から」、太陽の家身体障害者職能開発センター研究紀要 No.4、1998年

太陽の家ホームページ：<http://www.taiyonoie.or.jp>

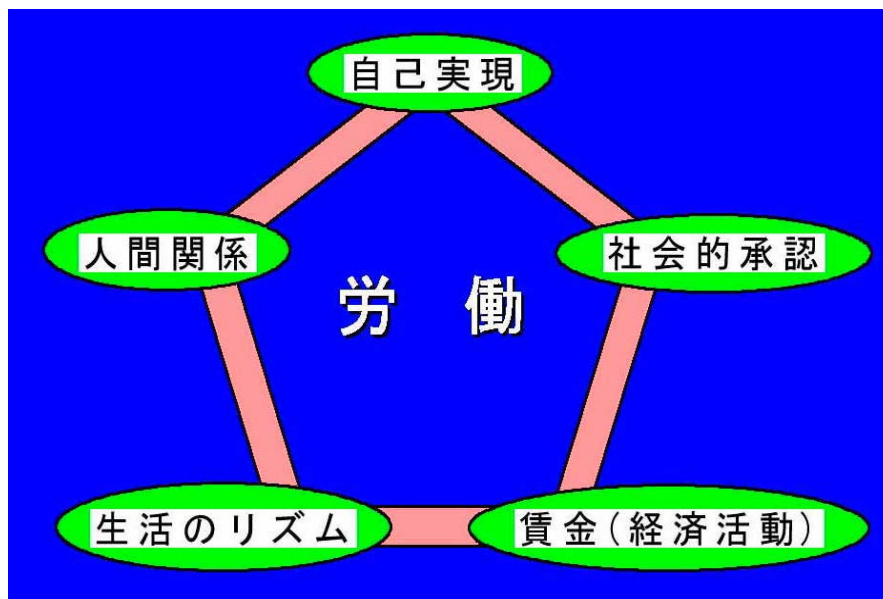


図3 働くことの意味

身体で感じる・心で感じる

～「障害者と共に創る文化活動ワークショップ」に参加して～

有限会社 元気介護支援サービス

提供責任者 服部 明子

本年3月号で紹介された「ダンスパフォーマンス」の若栗文則氏を講師に、東京都福祉レクリエーションネットワークが標記のワークショップを開いた。以下はその参加者の手記である。

「障害者と共に創る文化活動ワークショップ」という見出しに惹かれ、障害のある方々とどんなふれあい出来るのかと、期待を胸に抱き、平成16年7月11日の日曜日、東京・代々木のオリンピック記念青少年センターに出かけていきました。

●もうダンスが始まっている?!

室内に入ると若栗先生の準備体操風景が目飛び込んできました。均整のとれた若栗先生の姿から、ダンスの雰囲気がいっぱいに漂ってきました。着席している方々もそれぞれ施設や事業所などで障害を持つ方々や高齢者との関わりがある方ばかりのようでした。

穏やかな若栗先生の声に自然に引き込まれていきました。「楽な姿勢で座ってみてください」。足を開く人、背中を丸める人、肩の力を抜く人、それぞれが思いのまま「楽な姿勢」をとっていました。「好きな部分を1箇所、動かして、止まってみてください」。私は腰が痛かったので腰を前に出しました。手を上げる人、首を傾げる人、足を投げ出す人、次は何をするのかな？これがダンスに繋がるのかな？と思いつつ、若栗先生の話に耳を傾けました。

「1部分を動かしただけでもう変化している」と先生はおっしゃいました。何と柔軟な

発想、なるほど！もうダンスが始まっている！「アーそうなんだ」という気持ちを味わいました。私が思っていたダンスは、決まった形、リズム、動きの回数は何回？などの決まりがある踊りのことでした。

輪になり、それぞれの顔が良く見える中で自己紹介。先生は一人一人の側に来られ、名前を聞くと必ずその方の名前を繰り返し確認して次に回っていきました。後で先生からお聞きしたのは、大勢の参加者一人一人に関わる時間がないので、このような場を必ず設けるとの事でした。先生のホスピタリティをととても感じました。

2人組になり、背中あわせでお互いに押し合いをしたり身体を小さく・大きくゆすり合ううちに、あちらこちらで笑い声や歓声があがって賑やかでした。お互いの感想を話しました。「これだけは話したいという人は？皆に伝えたい事は？」と先生が聞かれ、何人かの人達が、「人間ウォーターベットのようだった」「体温を感じた」「凹凸を感じた」等の感想を述べました。

体温を感じたという言葉聞いて、こんな簡単な事で、もう身体のふれあいを感じ合い、もう簡単なダンスになっているんだと思いました。自分が実感した事を相手に伝えていき、それを聞き合うということも、自分の感性を磨くのにとっても必要な事だと思いました。

●感じる手のひら

次に1人が目を閉じ、もう1人がその人を誘導して歩く体験をしました。視覚障害のあ

る方に関わるためには良い体験になる活動だと思いました。目を開けている人の手の上に目を閉じた人が手を添えます。そして歩き始めるのですが、周りに人が大勢いるため、人とぶつかるのではないかと、足元が怖い、という感じがある一方、思い切り歩き回っている人の風（勢い）を感じる、いつもよりも耳を澄ましている等の感覚が湧き上がり、身体ごと敏感になりました。

手を添える位置を徐々に変えたことも、安心する位置が人により違う事、無言で連れて歩かれるのは一番怖い思いをする事、声掛けはとても重要で、信頼を増す行為であると感じた体験でした。参加された方々との信頼関係は、短い時間なのに作る事が出来たように思います。

手だけの誘導により、先生が目を閉じた方を動かしていました。側で見ていると、身体や自分の手の高さを変えるだけでも優雅なダンスに見えました。ことさらダンスのポーズを取らなくても、特別の技術がなくても、音楽に乗って動くだけで素敵なダンスになるのです。他者を感じ合いながら無理のない動きを楽しむというかたちのダンスの仕方を初めて見せていただきました。見ている時は簡単そうに見えましたが、いざ体験してみると、同じ行動ばかりになってしまったり、違う事をしようとするすると相手を振り回してしまったりする事を思い知り、いかに相手を困らせないよう、振り回さないようにするか、とても真剣になりました。これは思いやりを作る技であり、常識的な枠・制限された枠を超えたダンスの技法であると思いました。

●イスは座るばかりの物じゃない

イスを使って常識的な枠を超える演技が始まりました。イスをどのように見立てるか、イスは座るものと言う固定観念からどこまで抜け出して、イスを一つの素材として考えられるかという挑戦です。枠を超えた創造力を

伸ばそうということです。イスに後ろ向きに座ったり、背もたれ部分に腕を乗せて寝てみる、足を乗せるなど、その人の個性が出てきます。一人の男性がイスを逆さにし、運動機器に見立て、腕たてふせの格好をしました。なるほどそんな考え方もあるのかとアイデアを誘発され、私は布団として見立ててやってみました。創造力が湧いてきます。

次にはイスを真ん中に置き、両側から参加者が出て行ってポイントの所でポーズを取るという演技をしました。積極的に参加者が出てこない、先生が手を伸ばしながらくるくる回り、参加者にストップを掛けさせ、その時伸ばした手が指している人にやってもらうという方法もおもしろく、その場の雰囲気を楽しみました。

両端からポイントをめがけ、個々にポーズを考えて進むのですが、それぞれ相手がどんなポーズをしてくるのかも意識しているように感じました。相手との無言の協力というのでしょうか。やっている皆の表情が楽しそうで、これにCDでバックミュージックを鳴らしたのですが、音楽をつけると踊っている人の表情が一段とよくなり、見ごたえがあり、ほんとに感心してしまいました。



●グループの動きに音楽のスパイス

次は数人のグループを作った活動です。イスを使い、どんなポーズをとろうかとそれぞれに試行錯誤していました。各グループで

テーマを決めての発表の時間、車イスの方がいる所では、他のメンバーが力を合わせ、車イスごと傾けたりしていましたが、その方も満面の笑みで凄く楽しんでいました。また、その回りの方々も全員が調和しながら自分らしさと他者への敬意を表し、素晴らしい作品になっていました。

自由に表現している所に音楽と言うスパイスを入れると、それぞれのグループの表現が変わってくるのが良く分かりました。音楽は日本系、アジア系、ラテン系、自然の音、宇宙的な音楽、実にいろいろでした。特に「え！」と思ったのは音楽ならぬ英会話が流れたチームもあり、言葉の抑揚も音楽的に扱えるのだなという感想を持ちました。

午前中の部の最後に、2人組で音楽に合わせて、座ったまま手を合わせ、思うように動かすという課題をやりましたが、心地よい音楽と、相手のぬくもりを感じながら、とても気持ちの良い感覚を味わいました。その後は全員が床に横になり電気も消え、夢見心地の気分でした。

●障害を越える動きと表現

午後の活動が始まる前、若栗先生のグループのメンバーが加わりました。障害を持っている人達でしたが、とても礼儀正しく積極的で私達以上に気を配りながら挨拶をされていました。

午後の活動は、もう一度自己紹介の時間から始まりました。「この人の名前は？」とみんなに尋ねる名前当てもをやりましたが、他者への関心度がどこまであったかを試されているようで、たいへん反省させられました。印象の強い人は、自己紹介の時にしっかり自分をアピール出来ていたことが分かりました。

若栗さんのメンバーで身体が小さく緊張の強いノブさん、身体がとても大きく、にこやかなナンブさん達と一緒に電車のようにつながったまま走りまわり、汗をかき、肩たたきをしたりして、ふれあいの時間を楽しみました。

その後、障害を持った方々の特徴を引き出した個性的なダンスのご披露をして頂きました。脳性小児麻痺のノブさんとのコラボレーションでは、障害を考慮してか、床の上で横になった状態でのダンスでしたが、若栗先生の手指の先から足の中指に至るまで、緊張がみなぎった卓越した技術を見せて頂いたと同時に、ノブさんの動きにも、緊張と他者との調和が見られ素晴らしいダンスでした。

布を使って踊ったナンブさんと参加者の若い女性のダンスもすてきでした。布を使った事から不思議な雰囲気醸し出され、これに自然な表現が合わさって、何ともエレガントでした。

女性で自閉症を持っている方でしたが、1人で自信を持って、女性らしく、スローな踊りを見せて頂きました。今まで先生に教えて頂いた動きが集結している見事なダンスだと思いました。

グループ活動で私達も布の扱い方に挑戦しました。素材に慣れてくると、どのように動かそうかと、新しい発想が良く出てくる事に気づきました。

男性二人と女性二人を先生が呼びだし、祭り系の音楽に合わせて、力強い動きの激しい表現が始まりました。先生は、団扇を持たせ雷神を思わせる動きをしていたナンブさんに続き、ピンクの布を持たせたグループ、水色の布を持たせたグループを次々と中に入らせました。気が付けば、もうそこに1つの舞台が出来上がっていました。

何も考えず、障害の有る無しは関係なく、楽しい雰囲気に皆が一体になり楽しむことが出来ました。障害のある方達との活動は難しい事なのだという観念から抜け出た気がしています。このように、社会の多くの人達も障害を持つ方々も自然に係わることが出来る体験をする機会が多くあれば、誰もが他者や社会ともっとうまく関与していく事が出来るのではないのでしょうか。とても素敵な経験をさせて頂きました。

知的障害者にみる生活習慣病への対応

～肥満の食事対応～

東京都立東大和療育センター 栄養室

主査 三澤 弘子

東大和療育センターは、咬む飲むなど難しい重症心身障害者の多い病院です。また、作業所などに通う知的障害の人にもいろいろな病気の治療で入院します。なかには、糖尿病や高脂血症と同時に、100kg以上の体重の減量を目的として来られます。ここでは、栄養士が心がけていることについて記します。

健康と食生活

食生活が豊かになり、「飽食の時代」といわれていますが、食生活のひずみにより心配される生活習慣病が増えています。献立作成のときには、以下の項目に注意しています。

肥満・高血圧・心臓病・がん・糖尿病

- ①エネルギーのとりすぎ
- ②食事の洋風化
- ③脂肪や糖分のとりすぎ

がん・肥満

- ④加工食品の多量摂取
- ⑤野菜不足
- ⑥栄養のアンバランス

高血圧・脳卒中・骨粗しょう症

- ⑦食塩のとりすぎ
- ⑧カルシウム不足

生活習慣病予防のための指針

- ①目標は一日30品目。
- ②塩辛い食品は避けて、食塩摂取量は一日10g以下に。
- ③脂肪とコレステロール摂取量は控えめに。

④生野菜・緑黄色野菜を毎日の食卓に。

⑤食物繊維で便秘や大腸がんを予防。

⑥カルシウムを十分取って丈夫な骨づくり。

⑦甘いものはほどほどに。

果物もたべすぎないように。(厚生労働省より)

生活習慣病に対するの料理の工夫

1. 調理法の工夫でカロリーを減らす

1) 調理の仕方でお油の使用量を減らすことができます。衣が厚くなればそれだけ油を吸う量が多くなり、衣自体のエネルギーも高くなります。(表1参照)。

2. 脂肪の取りすぎを防ぐ調理法

1) 肉の脂身など、目に見える脂肪は、取り除いてから調理する。

2) 調理中に出た脂は、こまめに取り除く。

3) 肉は、煮たり、炒めたりするより、蒸したり、ホイル焼き、網焼きにしたりする方が、脂肪の取りすぎを防げる。

4) 電子レンジや焦げつかないフライパンなど上手に利用して、できるだけ油を使わないようにする。

5) ドレッシング、マヨネーズは量を控える。



表1 調理例

肉 (ぶたロース100g)			
↓		↓	
トンカツ		生姜焼き	
吸油率	13%	吸油率	3%
吸油量	13g	吸油量	3g
野菜 (かぼちゃ100g)			
↓		↓	
素揚げ		天ぷら	
吸油率	7%	吸油率	17%
吸油量	7g	吸油量	17g
魚 (アジ60g)			
↓		↓	
アジフライ		天ぷら	
吸油率	20%	吸油率	13%
吸油量	13g	吸油量	8g
◆アジ1尾 (正味70g)			
・塩焼き……	107kcal	・ムニエル……	154kcal
・刺し身……	108kcal	・から揚げ……	180kcal
・たたき……	109kcal	・天ぷら……	232kcal
・煮つけ……	116kcal	・フライ……	243kcal

3. カルシウムを多く取る調理法

飽食、過剰栄養といわれていますが、日本人の食生活で、唯一不足している栄養素はカルシウムです。日本人が一日に取らなければならないカルシウムの量は、600mgです。

1) カルシウムを上手にとるには：

①カルシウムは、良質のたんぱく質やビタミンD（卵黄・バター・まぐろ・かつおなどに多く含まれる）と一緒にとることによって吸収がよくなります。これらの栄養素を多く含む食品と上手に組み合わせて食べましょう。

②日光に当たると、皮下ではビタミンDがつくられ、カルシウムの吸収を助ける働きがあります。日光浴や適度の運動が大切です。

③偏食、不規則な食事、欠食は、カルシウム不足をもたらします。

④牛乳は、最も消化吸収がよい食品で、良質なたんぱく質、ビタミンA、B₂、などの栄養素もあります。牛乳、ヨーグルト、スキム

ミルクなどを上手にとることがカルシウムアップのコツです。

⑤スキムミルクも牛乳同様、溶かして使うと吸収されやすく、低脂肪でカルシウムも多く、グラタン、ポタージュ、シチューなどの料理に使うとおいしくいただけます。

4. 食物繊維

食物繊維には、水に溶ける水溶性タイプ（こんにやく・寒天・こんにぶ・ひじき）と不溶性タイプ（ごぼう・しいたけ・セロリ・さつまいも・えのきだけ）があります。

1) 食物繊維を上手にとるには：

①野菜やきのこ類などの不溶性の食物繊維は、加熱すると生のときの2～3倍も多く摂取することができます。

②大腸がんの予防には食物繊維が大切といっても、他の栄養素が不足しては効果がありません。たんぱく質源の肉、魚、大豆製品、ビタミン、ミネラル源の野菜、果物、エネルギー源の穀物や適量の油などバランスよく食べてこそ、健康な食生活といえます。

2) 食物繊維を取りすぎると：

③食物繊維は、取りすぎると他の栄養素の吸収を妨げてしまいます。体に良いからといって取りすぎは禁物です。厚生省は食生活指針として「毎日30品目の食品をとるように」といっています。献立を作成するときは、数多くの食品を組み合わせ多種類の食物繊維を取るようにしています。

5. コンニャク米の利用

コンニャク米とは、こんにやく精粉の米です。米とあわせて炊飯するだけで、おいしく食べられます。現在17名の入所者に20～50%の割合でコンニャク米を出しています。

1) コンニャク米の特徴

①コンニャク米の量により、必要に応じたカロリーカットができます。食事制限をしている入所者には満腹感を感じてもらえます。

②ご飯の量が少ない入所者には、見た目に

少なく感じさせずに、カロリー制限できます。

③食物繊維なので腸の調子がよくなります。
(便秘対策)

④ご飯以外、粥食の入所者にも使用できます。

(温かいうちは美味しくいただけます)

表2 稼働病床数128床(平成11年10月現在)

入所・入院者平均年齢	35.5歳
通所者平均年齢	26.9歳
一日平均エネルギー	1,420kcal(食事箋より)
1,200kcal以下の入所・入院者	56人

6. 塩分ひかえめ調理法

1) 減塩するには:

①旬の味、天然の味など素材の持ち味を活かすと塩分なくともおいしいものです。

②りんご・レモン・すだちなどの酸味を上手にとります。

③市販のだしの素は塩分が多いので、だしは、煮干しや鰹節を使用します。

④しそ・パセリなどの香味野菜やわさび・カレー粉などの香辛料をうまく使います。

⑤インスタント食品やレトルト食品は塩分が多く含まれています。また、スナック菓子にも多くの塩分が使われているので、過剰摂取に気を付けましょう。

⑥ハム・ソーセージ・かまぼこなどの加工食品に含まれる食塩量を知る。

⑦漬物は保存漬けより即席漬け、一夜漬けにする。

7. ビタミン各種

ビタミン摂取の主役はなんといっても野菜、いろいろな野菜をまんべんなくとることが、生活習慣病の予防につながります。

1) ビタミンの働きとは:

ビタミンA

皮膚や粘膜を強め、目の病気を予防する

ビタミンB群

疲労を回復し、からだの粘膜を保護する
ビタミンC

抵抗力を強め、骨や血管の合成を助ける
ビタミンD

カルシウムの合成を助け、骨や歯を強くする

ビタミンE

細胞の老化を遅らせる

2) ビタミンA・C・Eを多く含む食品

ビタミンA

にんじん・春菊・小松菜・にら・ほうれんそう・西洋かぼちゃ・チンゲンサイ・あしたば・つるむらさき

ビタミンC

かき・いちご・にがうり・芽キャベツ・キウイ・グレープフルーツ・じゃがいも・パパイヤ(完熟)

ビタミンE

ツナ(缶詰・油漬け)・すじこ(塩蔵)・アーモンド(乾)・マーガリン(高リノール酸タイプ)・たらこ(生)・小麦胚芽

行事食

当センターでは、各病棟に月一度、お誕生会にケーキを出し、病棟での弁当、調理実習、お茶会など行っています。また年間行事である運動会、遠足、その他として、御節料理、七草、成人式、ひな祭り、七夕、クリスマスなどの季節的行事においても、それぞれにふさわしい食事、あるいはおやつを出しています。

また、「喜んで食べてもらえる食事」を最も大切に考え、バイキング方式(年2~3回)と、二段重箱を使った、お楽しみ弁当(月1回)を取り入れる等、食欲と嗜好を考慮し、適正な食生活を実施しています。

社会保険情報

(問) 年金の改正法が、一度に実施されるのではなく、段階を追って実施されるようですが、前号の続きをお願いします。

(答) 年金法の改正で、年金制度は、大きく変わろうとしています。

前号では、平成16年10月及び17年4月から実施される、保険料の引き上げ、年金給付額の抑制といったことについて、説明しました。

次に、平成18年4月及び19年4月から実施される改正の内容について、説明します。

1 障害基礎年金の併給調整

現在は、障害年金と老齢年金又は遺族年金を一緒に受け取ることはできません。それが障害年金を受けながら、働いていた期間の老齢厚生年金又は遺族厚生年金を受け取ることができるようになります。(平成18年4月1日実施)

2 70歳以上の在職中の厚生年金

現在、70歳以上になりますと、厚生年金は全額支給され、保険料の負担もありません。しかし、改正法では、70歳以上も60歳代後半の在職老齢年金制度が適用され、在職中は支給制限の対象となります。しかし、保険料の納付は不要です。(平成19年4月1日実施)

3 厚生年金の支給繰下げ制度

現在、厚生年金を繰り下げて受け取る制度は、平成14年4月に廃止されて実施されておられません。

この繰下げ制度が復活されます。したがって、65歳以上も在職中の方に配慮し、増額した年金を受け取れるようになります。(平成19年4月1日実施)

4 妻の年金と遺族厚生年金

現在、妻が夫の遺族厚生年金を受けると、

妻自身の老齢厚生年金は、全額又は一部が支給停止となります。これが、改正法では、妻の老齢厚生年金は全額を受け取り、遺族厚生年金は妻の老齢厚生年金との差額が支給されます。(平成19年4月1日実施)

5 中高齢寡婦加算の支給要件

現在は、35歳以上となっているものを、夫の死亡時に40歳以上、又は40歳時に18歳未満の年度末までの子(20歳未満で1級又は2級の障害のある子)がいる妻に支給されます。

(平成19年4月1日実施)

6 遺族厚生年金の支給期間

現在、年収が850万円未満であれば、遺族厚生年金は生涯支給されます。これが改正法では、夫の死亡時に妻が30歳未満であれば、遺族厚生年金は5年間だけの支給となります。

(平成19年4月1日実施)

7 離婚時の厚生年金分割

年金は、すべて支給される者のものであり、夫名義の厚生年金は、あくまでも夫に支払われるものであり、遺族年金にならないと、妻が夫のものを受け取るということはありません。

改正法では、離婚した場合、夫婦の合意か裁判所の判定があれば、婚姻期間中の厚生年金相当額を年金額の少ない方が夫婦の年金合計額の2分の1まで分割を受けられる制度が創設されます。(平成19年4月1日実施)

その他国民年金保険料の多段階免除制度などの導入、国庫負担割合の2分の1への引き上げなどが予定されています。また、公的年金制度の一元化を展望し、在り方について検討することとされています。

(回答・社会保険労務士)
高橋 利夫

平成16年度 障害者地域生活支援技術研修会（身体障害者コース） 実施要綱

1. 目的 平成15年度実施に移された支援費制度のもと、障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援する事が重要である。
 そこで、本研修会は全国各地の障害者地域生活支援実務者に対し、障害者地域生活支援に関する実践的な研修を実施することにより、障害者地域生活支援に関する知識及び技術の修得と向上を図り、障害者地域生活支援に優れた人材を養成し、もって障害者に対する地域生活支援サービスの充実を図ることを目的とする。
2. 主催 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
3. 後援 独立行政法人福祉医療機構（長寿社会福祉基金）
4. 開催場所 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
 〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
 TEL 03(3204)3611（代） FAX 03(3232)3621
5. 期間 平成16年12月7日（火）～12月10日（金）
6. 対象者 市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、指定居宅支援事業者及びその他関係施設等において障害者の地域生活支援業務に携わる者で各都道府県・指定都市・中核市の障害者福祉主管課長の推薦する者。
7. 定員 150名（申し込み状況により、定員を超えて受講決定する場合がありますので、ご了承ください。）
8. カリキュラム カリキュラム作成においては、「措置から契約へ」の制度改革の中で、求められる利用者の「自主性と主体性」の涵養と支援者である受講者も「自主性と主体性」を発揮し、障害者地域生活支援の新たな発想、課題を発見し、研修後の行動につながる学習となるよう留意・工夫しております。
9. 必要経費 ①研修費 13,500円
 ②宿泊費（1泊朝食付き） 5,000円（希望者のみ）
10. 申込方法 受講申込書を各都道府県・指定都市・中核市障害者福祉主管課を通して申し込む。
 各都道府県・指定都市・中核市障害者福祉主管課、または、全国身体障害者総合福祉センターまでお問い合わせください。
11. 申込〆切 平成16年10月21日（木）**必着**
 （各都道府県・指定都市・中核市障害者福祉主管課により事前に締め切り日を設定されている場合がありますので、あらかじめ障害者福祉主管課にご確認ください。）
12. 受講決定 平成16年10月28日（木）受講者決定通知を発送予定。
13. 修了証書 全課程修了者には、(財)日本障害者リハビリテーション協会会長より修了証書を授与する。（欠席・遅刻・早退の著しい者には授与しない場合があります。）
14. 宿泊申込 戸山サンライズに宿泊を希望する受講者は、宿泊申込書により申し込む。
 （相部屋となりますのでご了承下さい。）

なお、できる限りキャンセル等変更がないようにお願いします。

平成16年度
障害者地域生活支援技術研修会（身体障害者コース）
日 程 表

月日	時間	テ ー マ	内 容	講 師
12/7 (火)	12:30～ 13:00～	受 付 開講式		
	13:30～ 15:30	新しい障害者福祉制度と地域生活	地域生活支援の前提となる国の福祉施策、制度の理解を高める。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 障害福祉専門官 石渡 博幸
	15:45～ 17:45	対談 地域生活支援の現状と進むべき方向性	対談を通し、地域生活支援の視点、課題を学ぶとともに、今後の障害者福祉の姿について具体的なイメージを描き、学習に入れるようにする。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉専門官 渡邊 雅浩 × 愛知淑徳大学 教授 谷口 明広
	18:00～ 19:30	意見交換会		
12/8 (水)	9:00～ 12:00	ミニシンポジウム 「障害者から見た地域生活支援と支援者から見た地域生活支援」	障害当事者から見た地域生活支援、支援者から見た地域生活支援、この2つの間にズレはないのか…また、支援者の意識改革も含め、障害当事者をシンポジストに迎え、参加者も交えてディスカッションを行う。	[コーディネーター] 愛知淑徳大学 教授 谷口 明広 [シンポジスト] 障害者の生活保障を要求する連絡会議事務局長 太田 修平 横浜市福祉局障害福祉部障害福祉課計画係長 岡ノ谷雅之 ・支援者(未定)
	13:00～ 14:30	実践報告① 地域のネットワークづくりと社会資源の活用	行政、関係施設、医療、教育等関連サービス、企業、親の会、ピアサポートグループなど地域にある様々な社会資源との上手なパートナーシップのあり方を学ぶ。	名古屋市総合リハビリテーションセンター 更生施設課長 鈴木 智敦
	14:45～ 16:45	実践報告② サービス調整会議の方法	サービス調整会議を有効に機能させる秘訣を学ぶとともに自分の地域の支援システムづくりにつなげる。	滋賀県社会福祉事業団企画事業部 地域ケアシステム推進担当 中島 秀夫
	17:00～ 18:30	実践報告③ 就労支援	地域生活において、また人間の生きがいの重要な要素となる就労について支援あり方学ぶ。	神奈川県リハビリテーション支援センター相談科長 田中 晃
12/9 (木)	9:30～ 11:30	演習 地域診断	地域診断の視点と方法を学ぶ。地域診断を行うことにより自分の地域の資源をあらためて見直してみる。	東広島市・(社福)つつじさぼーとせんたーかもみ～る コーディネーター 高原 伸幸
	12:30～ 14:30	権利擁護・苦情解決	権利擁護制度と苦情解決の方法を学ぶことにより、人権尊重の理解とサービスの質の向上を目指す。	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局次長 古畑 英雄
	14:45～ 16:45	施設から地域生活へ ～施設利用者の個別支援計画～	入所施設から地域生活をはじめていく際の支援計画作成のポイントを学ぶ。	社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター 所長 藤村和静 (かずよし)
12/10 (金)	10:00～ 12:00	まとめ 「誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて」 ～今求められる地域福祉とは～	障害者が安心して地域で暮らすために、どのような地域が望まれるのか、また支援者はどのように支援を行えばよいのか。演習、討議等を通し、モデルとなる地域と支援方法・体制、実現への課題を共有し、それぞれの地域での地域生活支援のステップアップをめざす。	東松山市社会福祉協議会 ひがしまつやま市総合福祉エリア 施設長 曾根 直樹
	15:10～ 15:30	閉講式		

※上記カリキュラムは、都合により変更する場合がありますので、ご了承ください。

相談事業のお知らせ

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）では、障害者及びその関係者の方々を対象に相談事業を実施しております。

- ◆ 障害者福祉一般・年金に関する相談 毎日 9：00～17：00
- ◆ 義肢装具に関する相談 毎週木曜日 10：00～16：00

「法律・年金相談」実施予定表

日常生活で法律上の問題について、お悩みはありませんか。

年金について分からないことはありませんか。

法律・年金相談へお越し下さい。

戸山サンライズでは、毎月1回特別相談を設け、専門家が法律と年金に関する様々な問題に、明快にお答えしています。料金は無料です。

法律相談	弁護士	野村 茂樹 先生
年金相談	社会保険労務士	高橋 利夫 先生
9月8日(水)	10月2日(土)	11月10日(水)
12月8日(水)	1月12日(水)	2月9日(水)

※時間は、13：00～16：00です。



※相談方法：来所・文書・電話（FAX）・メールにて随時受付しておりますので詳細につきましては、下記担当者までお問い合わせください。

電話 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621 E-mail nishida@abox23.so-net.ne.jp

相談室担当 仲村・西田

編集後記

暑い日々が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

アテネオリンピックでは、日本の選手達の数々の素晴らしい競技に目が離せませんでした。日本は過去最高の成績を残し、金16個、銀9個、銅12個と、合計37個のメダル獲得でした。4年後の北京大会も楽しみです。

9月には4月号でご紹介いたしました、アテネパラリンピックが開催されます。国際大会としては、スペシャルオリンピックス、デフリンピックに加え、世界移植者スポーツ大会も2005年7月16～23日、カナダ東部の、エリー湖に近くナイアガラの滝からも40km程度のところにある、ロンドン市で開かれます。現在、世界66の国と地域が世界移植者スポーツ大会連盟（WTGF）に加盟し、参加者は1000人を超える大きな大会です。

これからも大きな大会が目白押しです！ 各選手達の活躍を祈って、あつい声援を送りましょう！

（西田）



戸山サンライズ 案内図



戸山サンライズでは、障害者の健康づくりと社会参加支援を目的とした研修会の開催や、情報誌の発行、各種相談事業、障害者の書道・写真全国コンテストの開催等を行っています。

当センター内には、3・4階に洋室・和室の宿泊室や浴室、1階にはレストランがあり、ご宿泊やお食事にもご利用いただけます。研修室・会議室の設備も充実しておりますので、会議や研修会等の際は是非ご利用ください。

研修会、宿泊・会議室、さらに、スポーツ教室や体育館等のご案内もホームページに掲載しております。お気軽にアクセスしてください。

HomePage <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

アクセス

都バス

- JR新宿駅西口より
「宿74・東京女子医大行（医療センター経由）」に乗車
戸山町下車 徒歩約5分
- JR大久保駅、JR新大久保駅より
「橋63・新橋駅行」または「飯62・都営飯田橋駅行」
に乗車 戸山町下車 徒歩約5分

地下鉄

- 「東西線」早稲田駅下車 徒歩約10分
- 「大江戸線」若松河田町駅下車 徒歩約10分

戸山サンライズ（通巻第213号）

発行 平成16年7月10日（毎月10日発行）

発行人 （財）日本障害者リハビリテーション協会
会長 金田一郎

編集 全国身体障害者総合福祉センター
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL. 03(3204)3611（代表）
FAX. 03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>